

2. 教育職員免許状取得要件の概要

(1) 一種免許状

① 学士の学位を取得すること。(卒業すること。)

② 所定の項目ごとに、必要単位数以上修得すること。

下表に記載されている単位数は、法令上の最低修得単位数ではなく、本学カリキュラム上の最低修得単位数を表しています。

2013年度以降入学者

該当項目		免許状の種類		本学における必要単位数	
		中学校	高等学校	中学校	高等学校
教育職員免許法に定める科目	教職に関する科目	33	59	27	59
	教科に関する科目	20		20	
	教科又は教職に関する科目	6		12	
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法			2	
	体育			2	
	外国語コミュニケーション			2	
	情報機器の操作			2	
最低修得単位数 合計				67	

2012年度以前入学者

該当項目		免許状の種類		本学における必要単位数	
		中学校	高等学校	中学校	高等学校
教育職員免許法に定める科目	教職に関する科目	31	59	25	59
	教科に関する科目	20		20	
	教科又は教職に関する科目	8		14	
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法			2	
	体育			2	
	外国語コミュニケーション			2	
	情報機器の操作			2	
最低修得単位数 合計				67	

③ 介護等の体験を行うこと。(中学校教諭免許状取得の場合のみ)

- ・ 2年生以上の学生が対象になります。
- ・ 体験希望前年度までに前提科目(「特別支援教育概論(2016年度以降入学者)・「障害児教育論(2015年度以前入学者)」か「福祉と社会教育」のいずれか1科目)を修得しなければなりません。
- ・ 体験希望前年度の11月上旬に行われる登録ガイダンスに出席してください。